

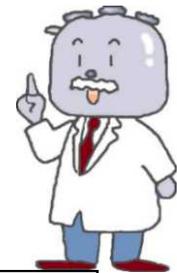
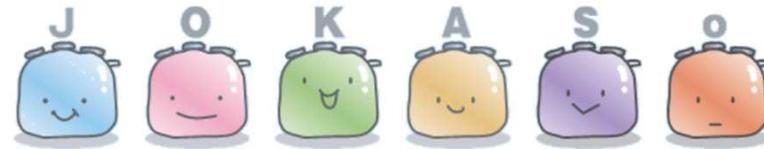


議題3 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル及び浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集について

令和7年3月25日



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
指導普及係長 佐藤 亮真



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

維持管理に対する課題とマニュアルへの記載ポイント

- ◆ 浄化槽の維持管理に対する課題として、「①維持管理未実施」及び「②維持管理は実施しているが、浄化槽が所期の性能を発揮していない」が挙げられる。
- ◆ 本マニュアルにおいては、上記の対応策として「維持管理情報の収集(①)」、「台帳情報の精査・更新(①)」、「維持管理実施状況の把握(①)」及び「行政指導(①、②)」に着目。

維持管理(保守点検、清掃、法定検査)の 実施率の向上、実施基数の増加

<維持管理未実施(低実施率)の原因>

- 浄化槽設置基数や維持管理実施基数が正確に把握されていない(実施率算出の分母に使用実態のない浄化槽が含まれている、また無届浄化槽が含まれていない等)
- 維持管理未実施の浄化槽に対する行政指導が不十分
- 維持管理の実施義務に関する住民の認識が不足

<対応策>

- 維持管理情報の収集
- 台帳情報の精査・更新
- 維持管理実施状況の把握
- 行政指導(維持管理未実施に関する指導)
- 住民への啓発

不具合が認められる 浄化槽の改善

<不具合が発生する原因(維持管理関連)>

- 使用の準則が遵守されていない
- 汚泥の搬出や内部設備の調整が未実施あるいは不十分
- 本体、付帯機器の変形・破損(老朽化)

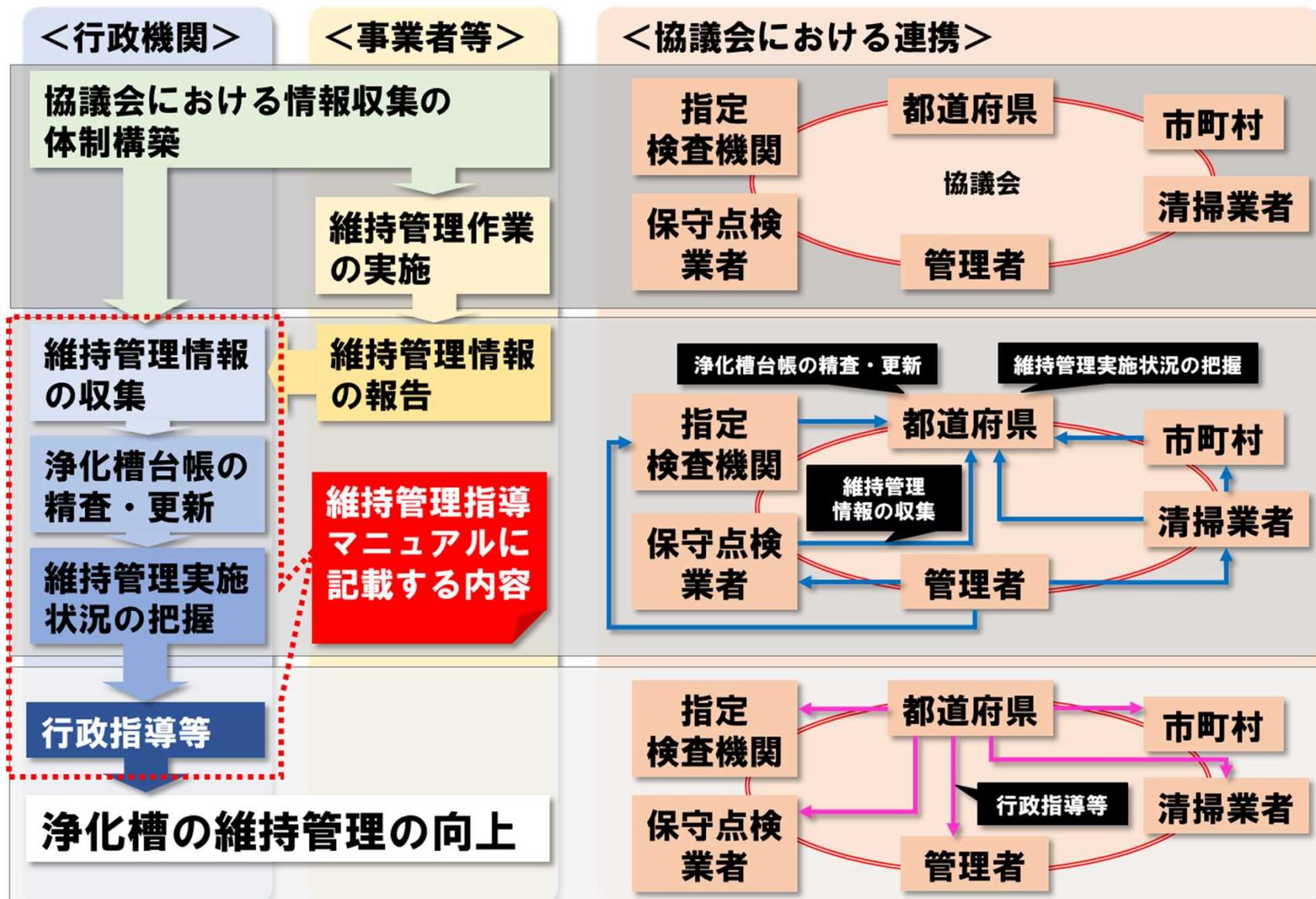
<対応策>

- 行政指導(法定検査結果に基づく対応、近隣住民からの苦情に基づく対応、特定既存単独処理浄化槽の対応)
- 住民への啓発
- 関連技術者の技術力の向上

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

マニュアルを活用した維持管理の向上

- ◆ 本マニュアルは、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、指導・助言を行う際の考え方や手順・手法等を明示。



1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

マニュアルの構成

◆ 全4章からなり、「はじめに」「維持管理の必要性」「浄化槽台帳の整備及び管理の手順」「指導事務の手順」から構成。その他、実際に行政指導等を行う際の文書様式、指導を行う際の参考となる資料を示している。

<目次>

1. はじめに
2. 維持管理の必要性
3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順
 - (1) 浄化槽台帳・台帳システムの位置づけ
 - (2) 浄化槽台帳システムの導入手順
 - (3) 浄化槽台帳システムの管理項目の設定
 - (4) 各種届け出書に基づく情報の登録
(設置、管理者変更、休止、廃止)
 - (5) 維持管理情報の収集・登録
 - (6) 情報の精査
 - (7) 浄化槽台帳の活用方法
4. 指導事務の手順
 - (1) 指導の対象となる浄化槽と指導内容
 - (2) 指導対象浄化槽の抽出
 - (3) 指導事務の手順
 - 1) 法定検査が未受検の浄化槽への対応
 - 2) 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる浄化槽への対応
 - 3) 法第12条第2項にも続く改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令
 - 4) 特定既存単独処理浄化槽への対応

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

1. はじめに、2. 維持管理の必要性

- ◆「1. はじめに」については、本マニュアルの策定に至った浄化槽に係る課題と、本マニュアルがどのように活用されることを期待しているか、記載している。
- ◆「2. 維持管理の必要性」については、保守点検・清掃・法定検査がどのような作業であるか、加えて現在の**維持管理の実施状況及び維持管理の未実施における浄化槽周辺的环境状況悪化**ケース等について記載している。

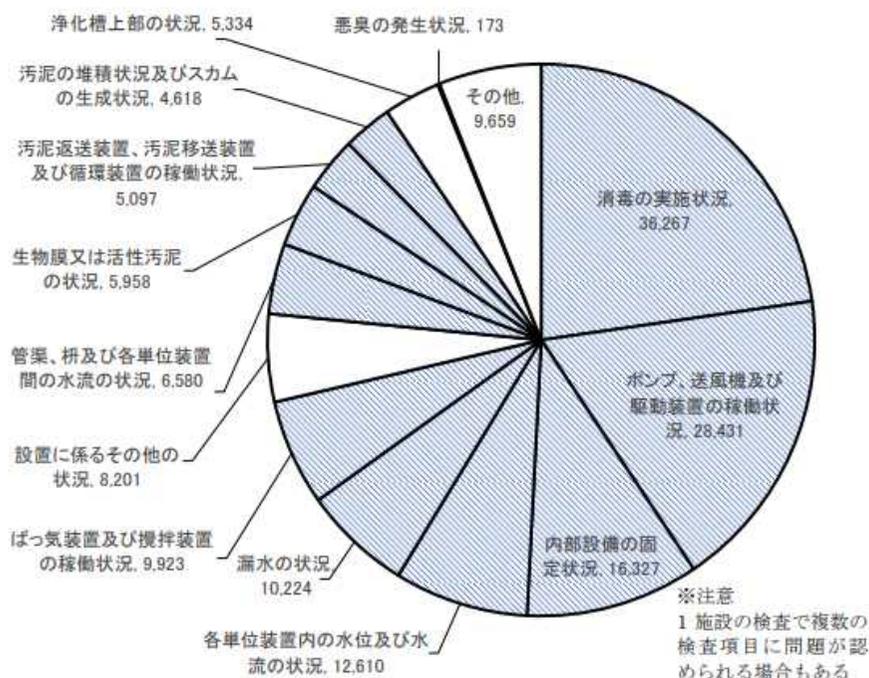


図 2-1 11 条検査において「不適正」と判定された浄化槽のうち問題のあった検査項目
(令和 6 年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果より作図)

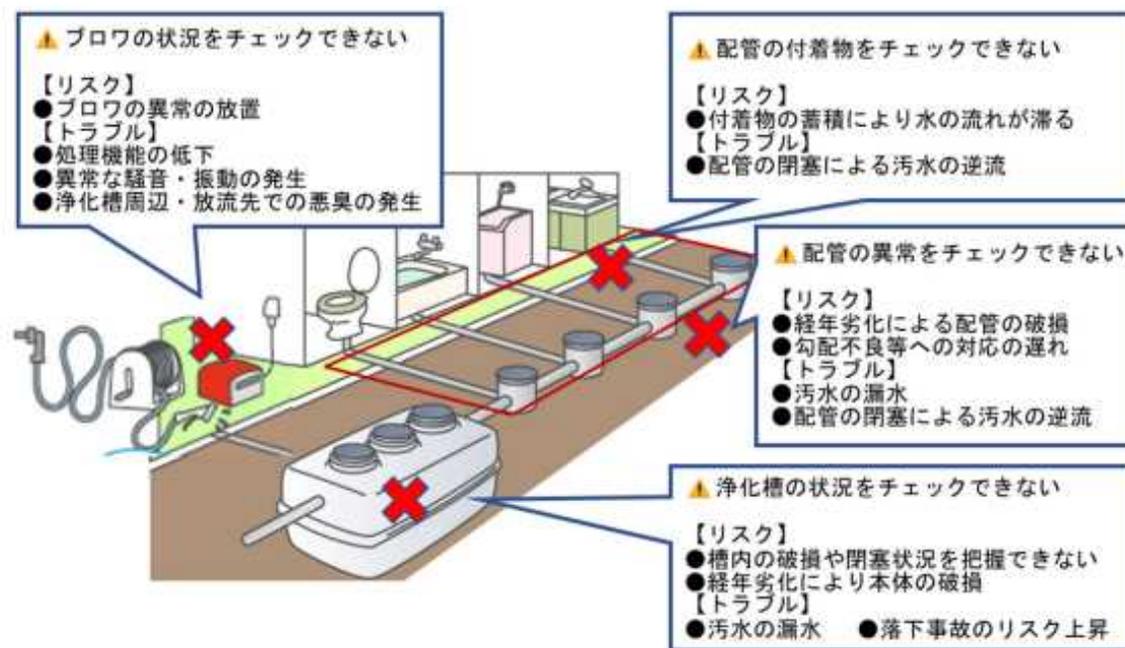


図 2-3 維持管理の未実施による浄化槽の周辺における状態悪化の例
(環境省浄化槽サイトより一部加筆)

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順

- ◆「3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順」については、浄化槽台帳を整備する目的や台帳に記載すべき項目、台帳の精査及び活用方法等、台帳及び台帳システムの有効活用について記載している。
- ◆ただし、浄化槽台帳システムの導入手順については、令和3年、環境省により「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版」を示しており、そちらに詳細を記載しているため本マニュアルには詳細を示していない。

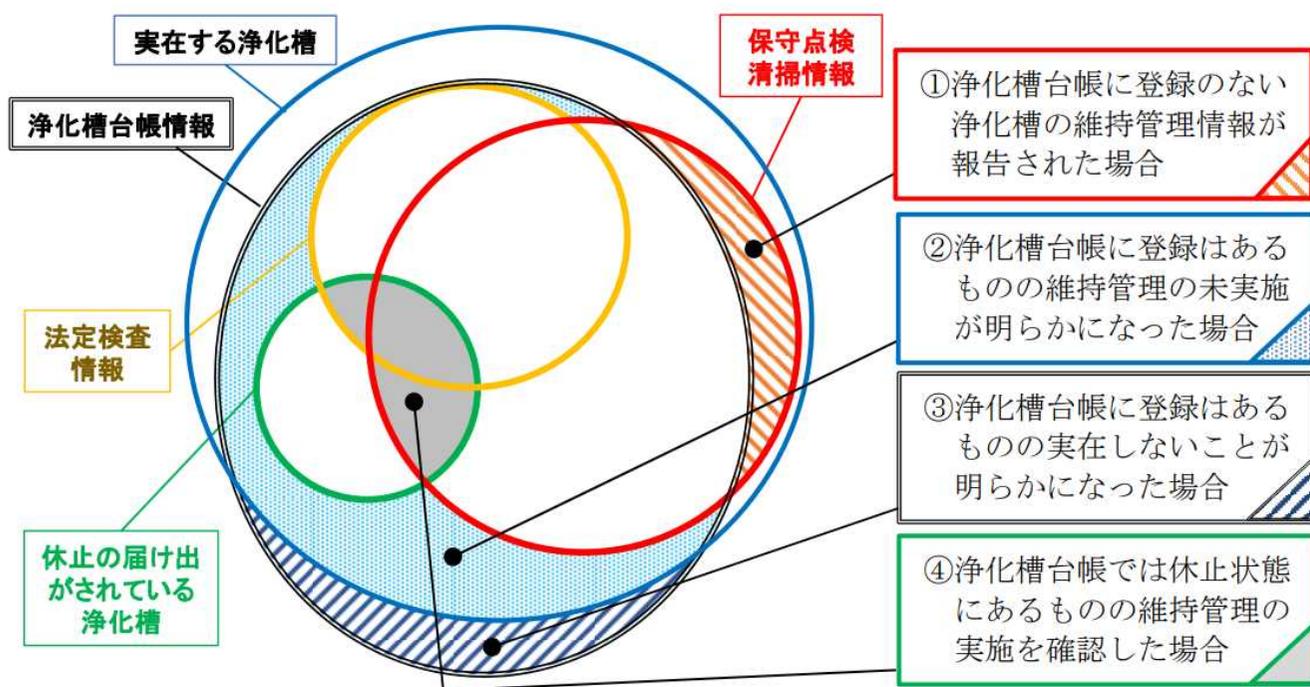


図 3-5 浄化槽台帳及び収集した維持管理情報の不整合のイメージ

<浄化槽台帳システムの活用方法>

- 未管理浄化槽に対する指導への活用
- 苦情や問い合わせに関する対応への活用
- 不具合の認められる浄化槽の改善指導への活用
- みなし浄化槽等の浄化槽への転換への活用
- 災害時の浄化槽復旧に向けた対応
- 環境省へ提出する集計データの整理
- その他の活用方法

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

4. 指導事務の手順(1)

◆「4. 指導事務の手順」については、浄化槽法に基づき、都道府県知事等により行われる浄化槽の維持管理に関する指導事務を整理し、自治体が実際に指導を行う際に活用することを目的として、具体的な手順を示している。

＜行政指導等の対象となる浄化槽管理者への主な指導＞

- 設置後の水質検査(7条検査)が未受検
- 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる
- 保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていないと認められる
- 毎年1回の水質検査(11条検査)が未受検
- 特定既存単独処理浄化槽に該当する

※立入検査

上記の指導等に当たり、当該行政庁は、法の施行に特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽のある土地もしくは建物等に立入、帳簿書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

⇒保守点検または清掃の実施率や指導対象となる浄化槽の数等、地域の実情に応じて実施の必要性が異なると考えられ、地域の実情に応じて行うことが望ましい指導等を網掛けで表示。

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

4. 指導事務の手順(2)

◆ 地方公共団体から浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理に関する行政指導等を実施する際、その対象となる浄化槽の条件は以下表の通り整理される。

表 4-2 指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応 (1)

分類	例示	指導対象とする根拠	指導等を行う根拠	指導等の内容	指導等の様式	報告の様式	本章(3)における記載	
① 設置後等の水質検査(7条検査)が未受検である。		法第7条第1項	法第7条の2第1項	助言及び指導	様式1	—	1)	
			法第7条の2第2項	勧告	様式2	—		
			法第7条の2第3項	措置命令	様式3	—		
② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。	<p>例1) 当該年度の法定検査(7条検査または11条検査)の総合判定が、不適正である。</p> <p>例2) 近隣の住居等より浄化槽からの悪臭、騒音、振動または放流水の水質等に関する苦情があげられている。</p> <p>例3) 当該年度の法定検査または保守点検の結果から、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質が環境省令で定める技術上の基準、あるいは浄化槽の構造方法に定める処理性能を満足していない状態が認められる。 なお、放流水のBODと透視度の関係は、法定検査における透視度の判断方法に基づくこととし、不可と判断される区分に該当することを目安とする。</p>	法第12条第1項	法第12条第1項	助言、指導または勧告	様式1、様式4、様式5	様式6	—	
			法第1条	同上	同上	同上	同上	2-1)
			法第1条	同上	同上	同上	同上	2-2)
			法第4条第1項、規則第1条の2、建築基準法第31条第2項、建築基準法施行令第32条、第35条第1項、昭和55年7月14日建設省告示1292号	同上	同上	同上	同上	2-3)

表中、網掛け部分は行政手続法上の不利益処分に該当する。指導等に対する報告は、法第53条第1項を根拠として求める。

表 4-2 指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応 (2)

分類	例示	指導対象とする根拠	指導等を行う根拠	指導等の内容	指導等の様式	報告の様式	本章(3)における記載
② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。	<p>例4) 当該年度の法定検査、保守点検、または清掃の結果から、保守点検について、環境省令で定める回数、もしくは国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない状態が認められる。 ただし、当該浄化槽が通常の使用状態ではない場合を除く。</p> <p>例5) 当該年度の法定検査、保守点検、または清掃の結果から、清掃について、使用開始または直前の清掃からの経過期間が1年、または環境省令で定める期間、あるいは国土交通大臣の認定を受けた期間以上経過しているにもかかわらず、実施されていない状態が認められる。</p>	法第12条第1項	法第12条第1項	助言、指導または勧告	様式1、様式4、様式5	様式6	—
		法第10条第1項、規則第6条	同上	同上	同上	同上	2-4)
		法第10条第1項、規則第7条	同上	同上	同上	同上	2-4)
③ 保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていないと認められる。		法第12条第2項	法第12条第2項	措置または使用停止命令	様式7、様式8	様式9	3)
④ 毎年1回の水質検査(11条検査)が未受検である。		法第11条第1項	第12条の2第1項	助言及び指導	様式1	—	1)
			第12条の2第2項	勧告	様式2	—	
			第12条の2第3項	措置命令	様式3	—	
⑤ 特定既存単独処理浄化槽(そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる。)に該当する。		法附則第11条第1項	法附則第11条第1項	助言及び指導	様式14	—	4)
			法附則第11条第2項	勧告	様式15	様式17	
			法附則第11条第3項	措置命令	様式16	同上	

表中、網掛け部分は行政手続法上の不利益処分に該当する。指導等に対する報告は、法第53条第1項を根拠として求める。

表中、②の例4)及び例5)については、保守点検または清掃が長期(複数年)にわたり実施されていないことにより、生活環境の保全または公衆衛生上の問題を生じるおそれがある浄化槽について、指導対象とする。

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

行政指導にかかる文書の様式

- ◆ 行政指導に関しての手順等に加え、実際に文書指導を行う際の参考となるよう、**参考様式**を記載。
- ◆ 浄化槽の**維持管理に関する義務の通知**から**特定既存単独処理浄化槽にかかる除却命令**まで、本マニュアルに記載の指導文書について18種類の様式を掲載している。

様式0（浄化槽の維持管理に関する義務の通知）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

浄化槽の適正な維持管理の実施について

この文書は、浄化槽の維持管理が未実施の方に送付しています。
浄化槽は、トイレなどから発生する生活排水をきれいな水に処理して、側溝や河川等に放流する施設です。浄化槽の処理機能が低下すると、側溝や河川等が汚染されることにより、公衆衛生、生活環境の悪化を招くことに加え、日常生活の質や安全性を大きく損なう可能性があります。
このため、浄化槽を使用する者は、法令に基づき、適正な維持管理を定期的に行う義務があります。浄化槽の維持管理には、次の3つがあります。

- ① 保守点検
：浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業。
浄化槽の保守点検業者（別紙参照）に依頼してください。
(浄化槽法第8条、第10条第1項、浄化槽法施行規則第2条、第6条)
- ② 清掃
：浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、調整するとともに、槽内の機器類の洗浄、掃除等を行う作業。
市町村が許可する浄化槽清掃業者（別紙参照）に依頼してください。
(浄化槽法第9条、第10条第1項、浄化槽法施行規則第3条、第7条)
- ③ 検査
：設置後の水質検査 処理機能をおおむね発揮した時点において行う水質に関する検査。
(浄化槽法第7条第1項)
：毎年1回行う水質に関する検査。
(浄化槽法第11条第1項)
都道府県知事が指定する指定検査機関（別紙参照）に依頼してください。

上記について、ご理解のうえ、浄化槽の維持管理を適正に実施していただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知と行き違いですでに維持管理を実施いただいている場合は何卒ご容赦ください。

様式例：浄化槽の維持管理に関する義務の通知

様式17（特定既存単独処理浄化槽にかかる勧告または命令に対する報告）

〇〇年〇月〇日

〇〇県知事
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

報 告 書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号において、下記の特定既存単独処理浄化槽に対する措置についての【**勧告**・**命令**】があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第1項に基づき報告します。

1. 対象となる浄化槽
所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名：〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇
2. 改善を完了した状況
(何をどのようにしたのか、具体的に記載)
3. 改善を完了したことを証する書類
(改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは法定検査の結果書の写し等を添付)

様式例：特定既存単独処理浄化槽にかかる勧告または命令に対する報告

1. 維持管理に関する指導・助言マニュアル

業者からの報告様式

- ◆ 業者から保守点検・清掃の報告をいただくに当たって参考となるよう、業者からの報告に係る参考様式を記載。
- ◆ 保守点検・清掃それぞれについて、フォーマット例を記載しているほか、環境省HPにおいてそのまま活用いただけるよう、Excel版を掲載する予定としている。

(保守点検記載例)

報告日※1	2025/6/1
保守点検業者名	●株式会社
保守点検業者住所※2	●県●市●1丁目2番3号
保守点検業者電話番号	00-0000-0000

項目	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■
	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	保守点検業者独自の浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人員	浄化槽管理者氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示)※2	浄化槽管理者住所※2	保守点検年月日※1	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の著しい破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1: 単独 2: 合併 3: その他	別表※3参照							1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り
例1		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造 分離ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	●県●市●1丁目1番1号	●県●市●1丁目1番1号	2025/2/1		1	1
例2		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造 分離ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	●県●市●1丁目1番1号	●県●市●1丁目1番1号	2025/5/1		2	2
例3		AAA-AAAA2	2	合併処理浄化槽新構造 嫌気床接触ばっ気	5	㈱●●	㈱●●営業所	●県●郡●町大字●2番2号	●県●郡●町大字●2番2号	2025/2/1		1	1
例4		AAA-AAAA3	2	合併処理浄化槽大臣認定型その他	30	浄化太郎	浄化太郎アパート	●県●郡●町大字●字●3番3号	●県●市●1丁目1番1号	2025/2/1		1	1
例5	00-0000-1000									2025/2/1		1	1

【備考】

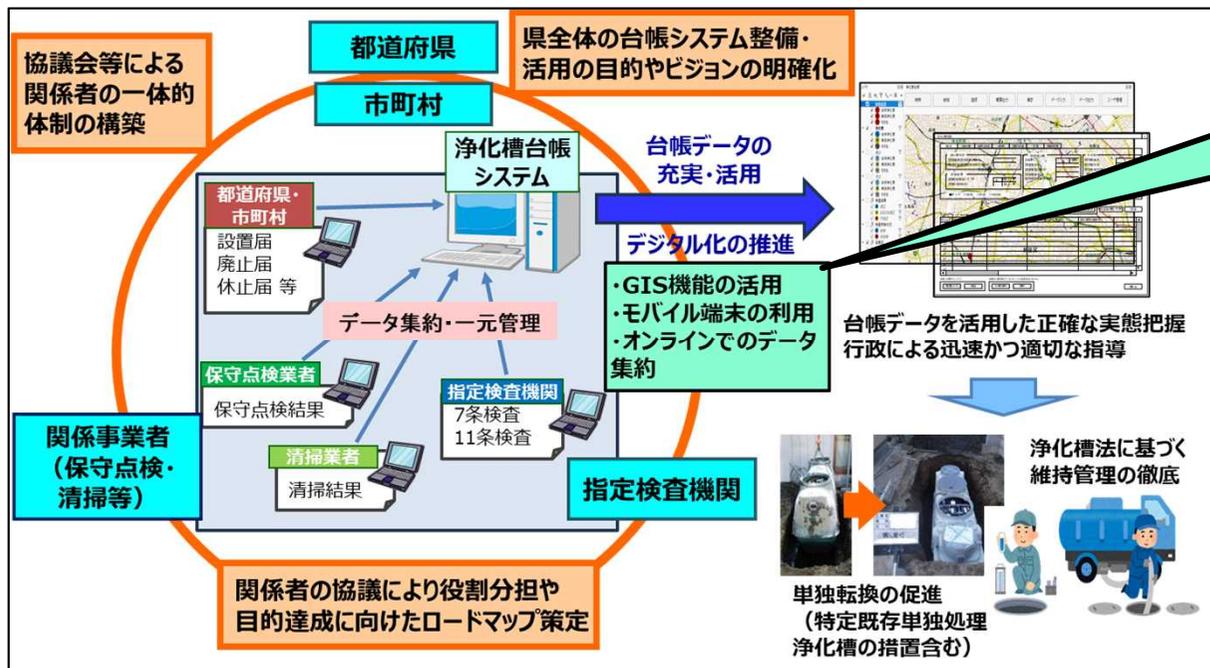
- ◎: 浄化槽番号もしくは保守点検業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する
- : 毎回報告する項目
- : 浄化槽番号と保守点検業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目
- ※1: 年号は西暦とすること
- ※2: 住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる
- 例: 「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

浄化槽コードとして「自治体独自の浄化槽番号」が共有されている場合は省略することが可能

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

デジタル化事例集作成の目的

- ◆ 浄化槽の維持管理に当たっては、複数回の法改正が行われるなどして、適正な維持管理を行うための体制づくり等を行いつつ向上を図ってきた。
- ◆ しかし、令和6年に公表された総務省による「浄化槽行政に関する調査」により、以下の通り課題が示されたところ。
 - 事業者から浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、必要な情報が収集できない。
 - 事業者から収集した情報が紙媒体であり、また自治体と事業者で管理している情報が異なり、情報を台帳に記載する作業に苦慮している。
 - 浄化槽台帳の情報をどのように活用してよいか分からない。
- ◆ このような課題を踏まえ、特に維持管理に向けた対応として電子化の取り組みが進んでいる自治体を取り上げて整理し、横展開を行うために本事例集を作成した。



- ・GIS機能の活用
- ・モバイル端末の利用
- ・オンラインでのデータ集約 等...



自治体、指定検査機関及び業者等による連携・協力体制のもと、電子化された浄化槽台帳システムにより維持管理情報が管理・活用されている自治体の事例を整理

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

デジタル化事例集の構成

◆ 全4章からなり、「はじめに」「調査対象県における浄化槽台帳の運用状況、業者の電子化状況等の事例」「電子化した浄化槽台帳の活用に向けた自治体と業者の検討事項と対応例」「電子化に向けた補助金制度の概要」から構成。

<目次>

1. はじめに

1. 1. 維持管理情報の収集と浄化槽台帳の整備に関する課題

1. 2. デジタル化事例集の構成

2. 調査対象県における浄化槽台帳の運用状況、業者の電子化状況等の事例

2. 1. 調査対象と調査方法

2. 2. 徳島県の実例

2. 3. 鹿児島県の実例

2. 4. 鳥取県の実例

2. 5. 岐阜県の実例

2. 6. 埼玉県の実例

(2. 2. ～2. 6. については、それぞれ1. 浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法、2. 保守点検、清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項、3. 維持管理情報の活用、4. 業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化、5. 電子化に係る補助金・助成金の活用についてヒアリング結果を踏まえ記載している。)

3. 電子化した浄化槽台帳の活用に向けた自治体と業者の検討事項と対応例

3. 1. 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フローと留意

3. 1. 1. 浄化槽台帳システムの選定・開発及びその運用方法の決定までの流れ

3. 1. 2. 浄化槽台帳システムの運用開始までの流れ

4. 電子化に向けた補助金制度の概要

4. 1. 市町村向けの交付金制度

4. 2. 事業者向けの補助金制度

4. 2. 1. IT導入補助金

4. 2. 2. 自治体独自の補助金制度¹¹

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

徳島県の事例

業者が契約している浄化槽の清掃実施日の電子データ一覧表を、月締めでメール送信（清掃業者がQRコードで報告した場合のみ）

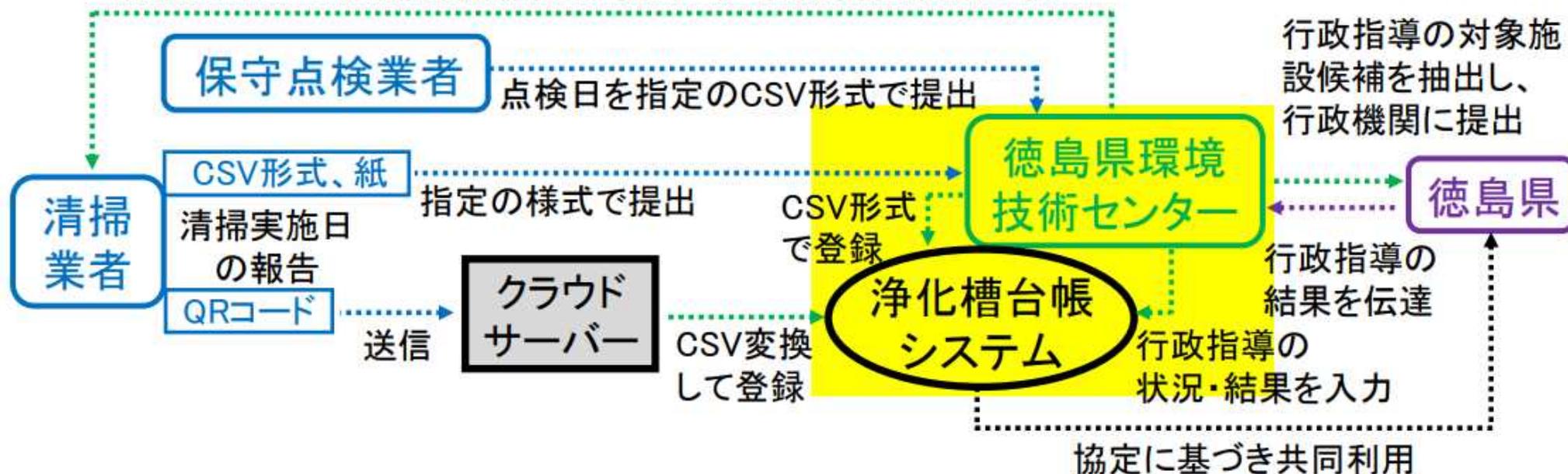


図 2-1 徳島県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要

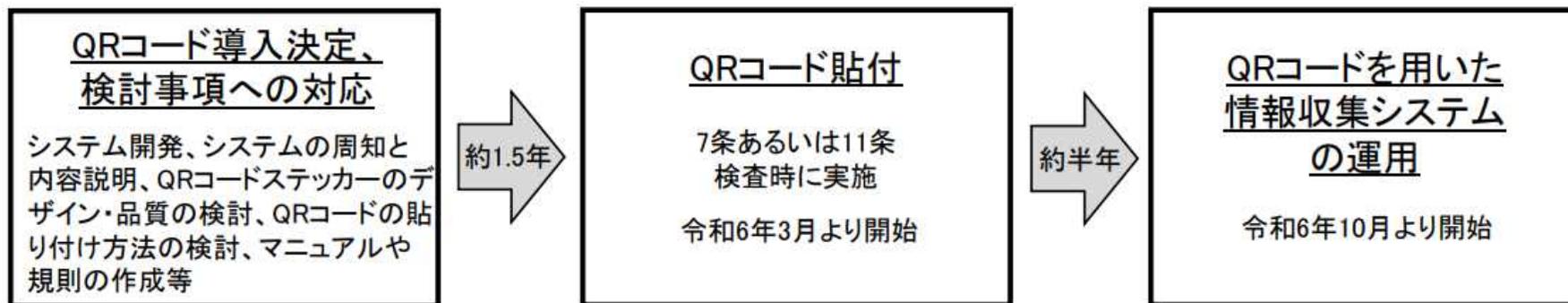


図 2-2 QRコード導入の流れの概要

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

鹿児島県の事例

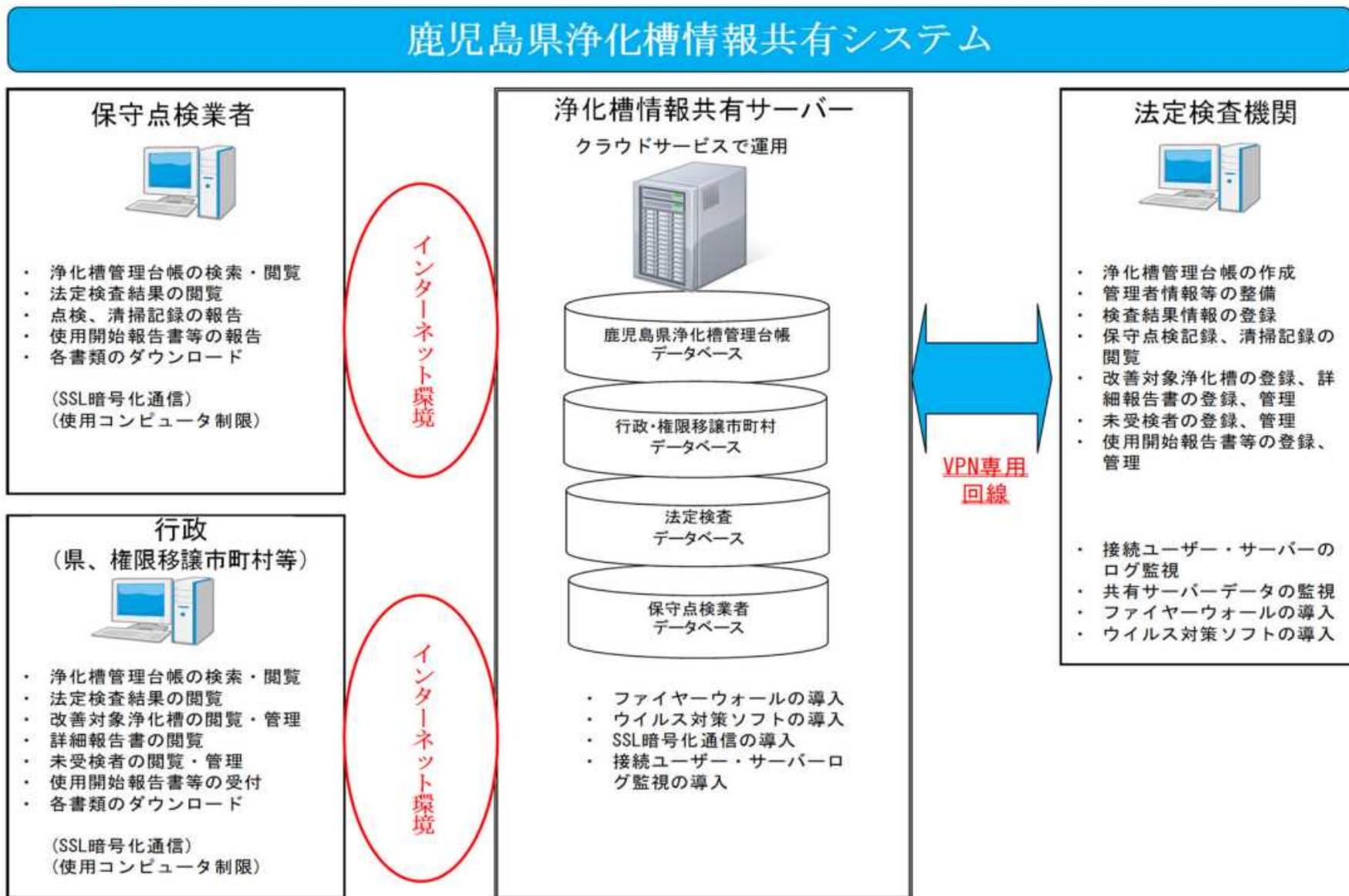


図 2-4 鹿児島県浄化槽情報共有システムの運用体制の概要

(公益財団法人鹿児島県環境保全協会より提供)

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

鳥取県の事例

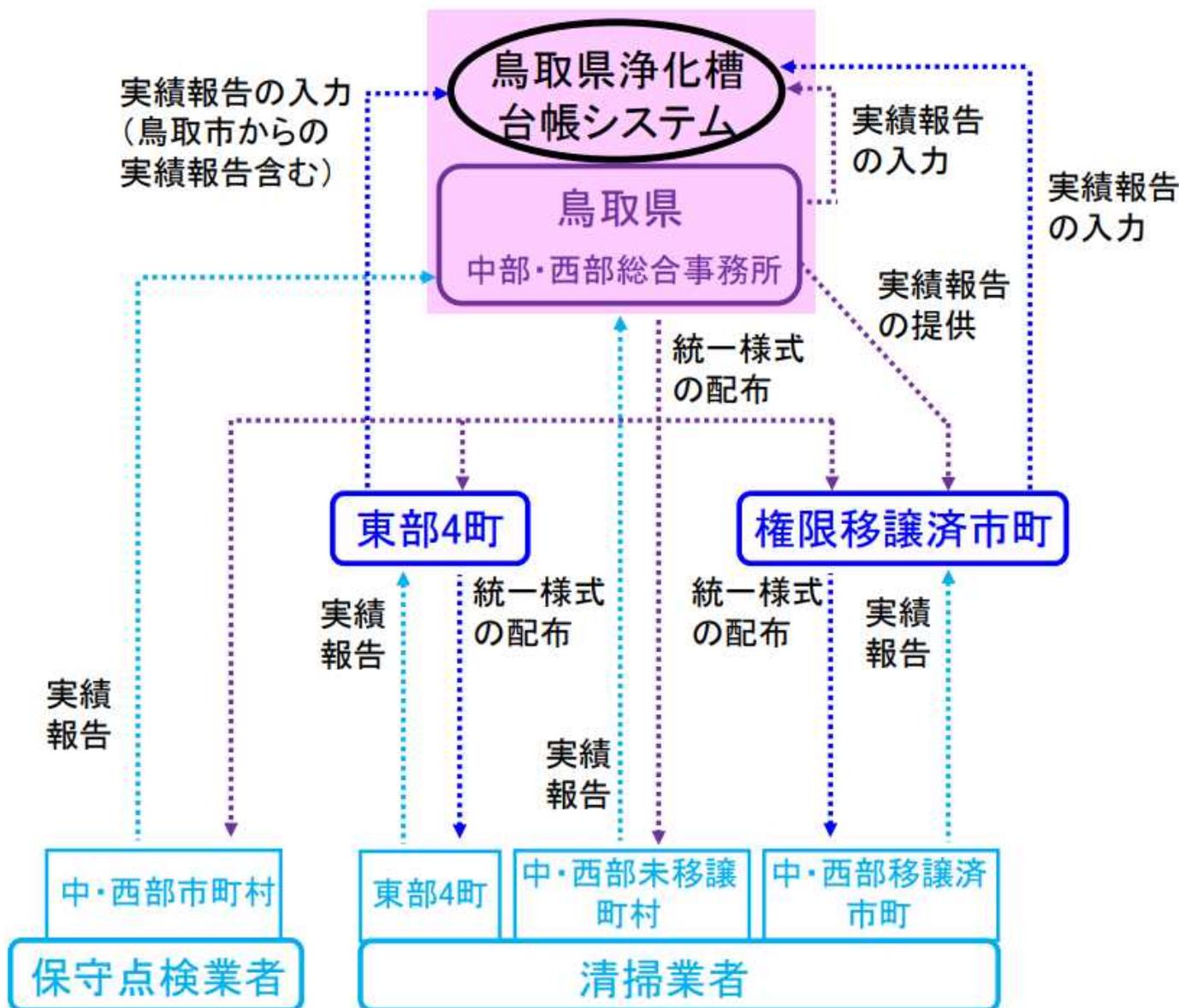


図 2-6 保守点検・清掃の実績報告に係る鳥取県浄化槽台帳システムの運用体制の概要

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

岐阜県の事例

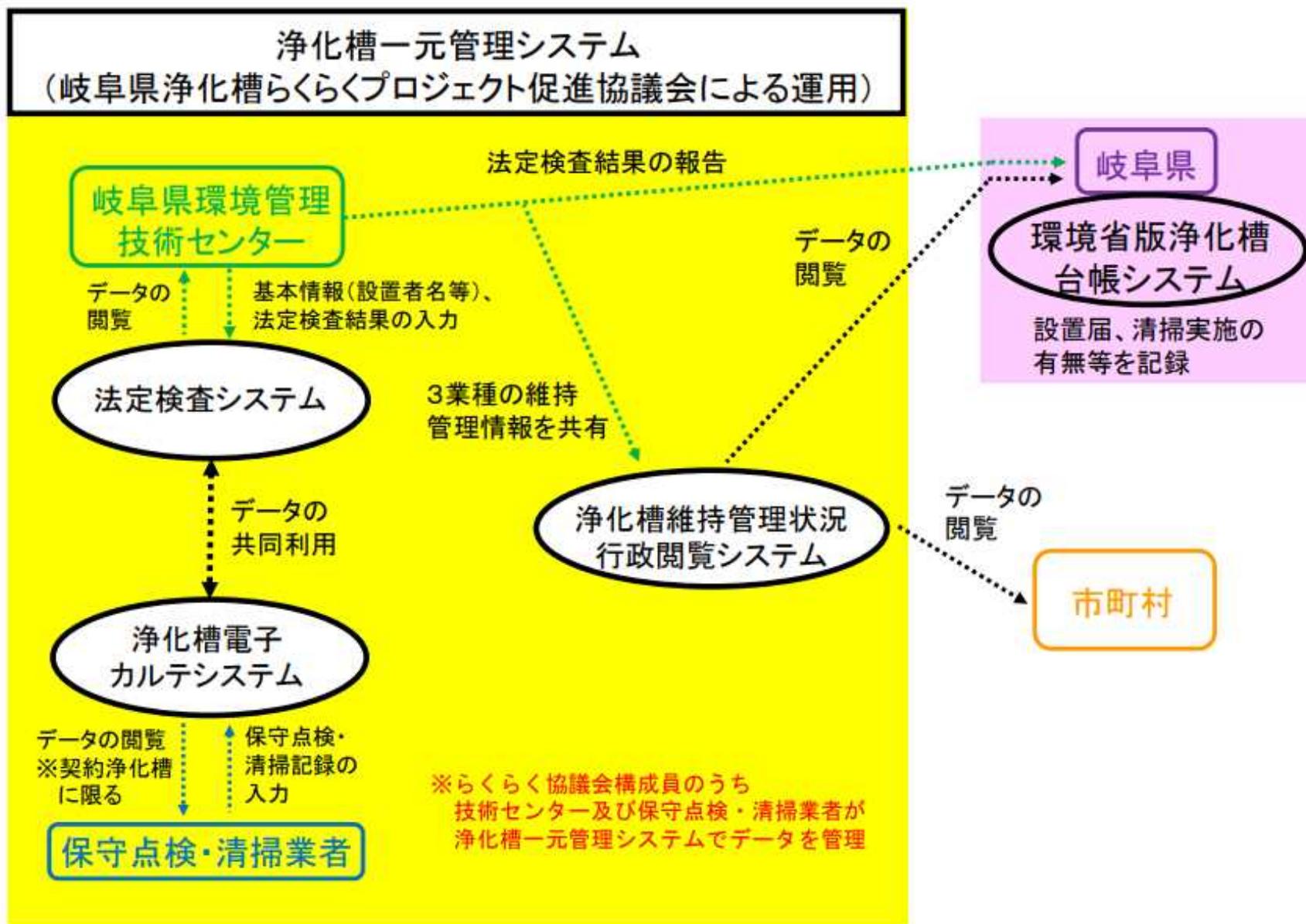


図 2-9 岐阜県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

埼玉県事例

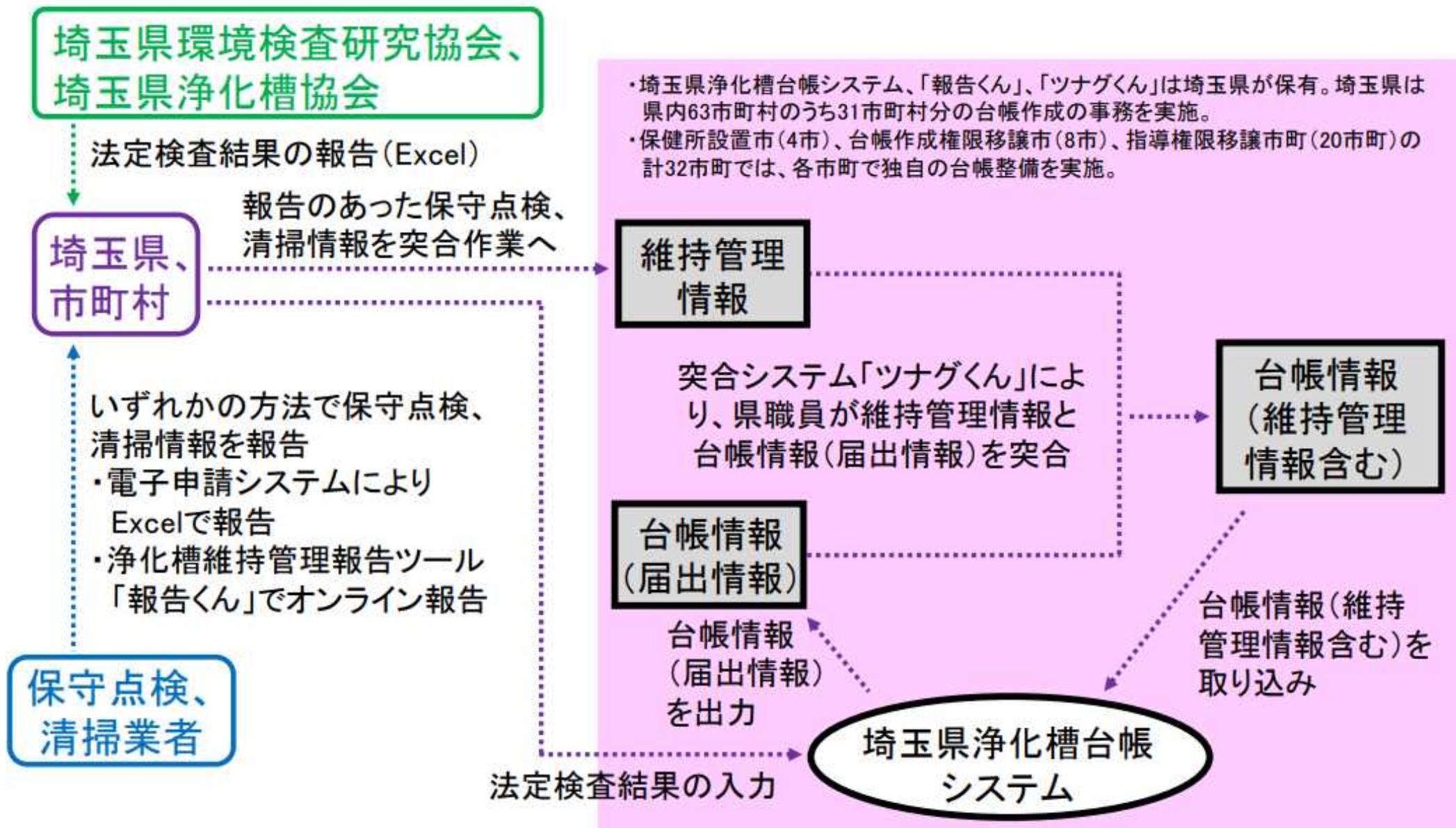
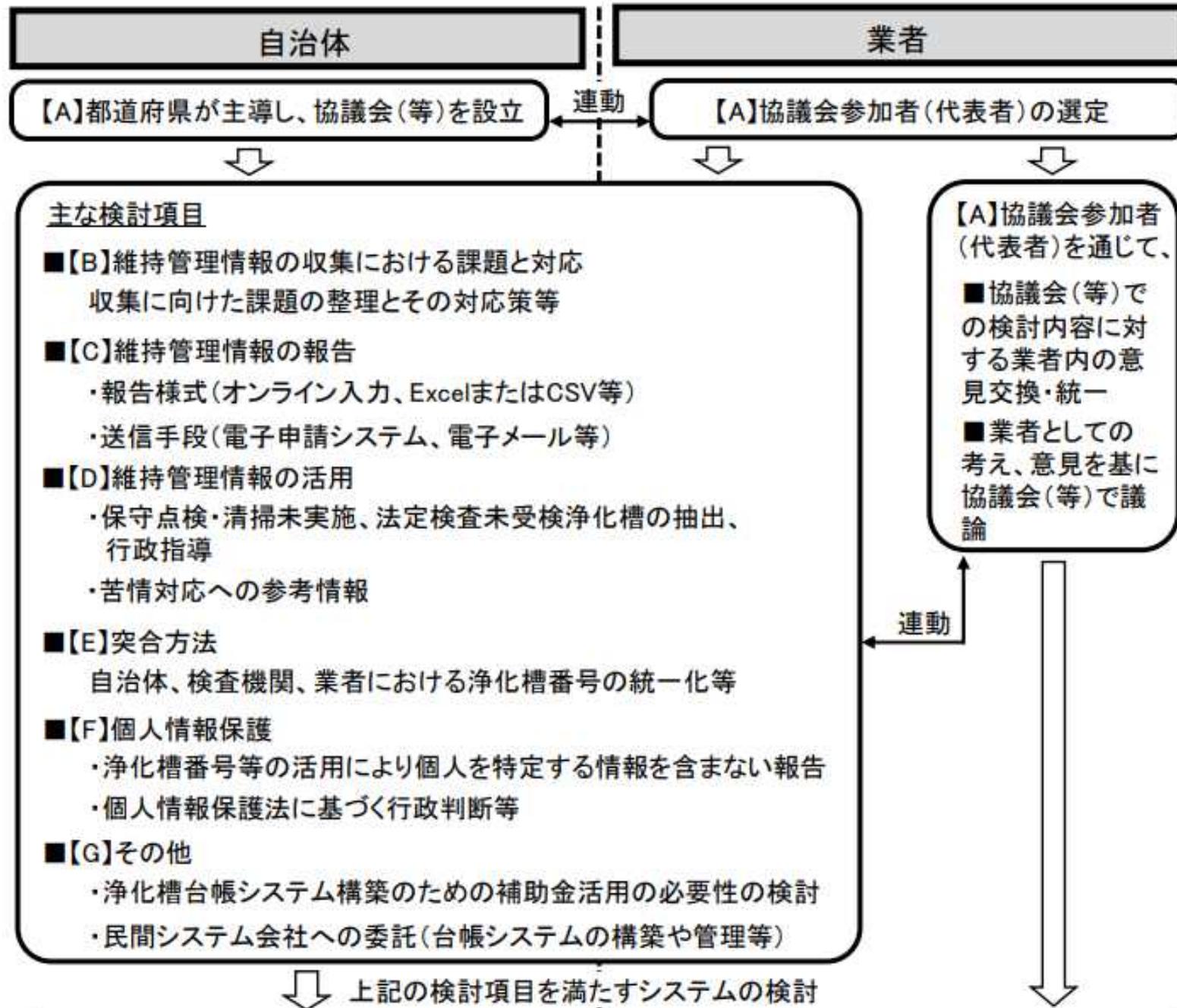


図 2-10 埼玉県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

先進事例を踏まえた作業フロー(1)



2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

先進事例を踏まえた作業フロー(2)

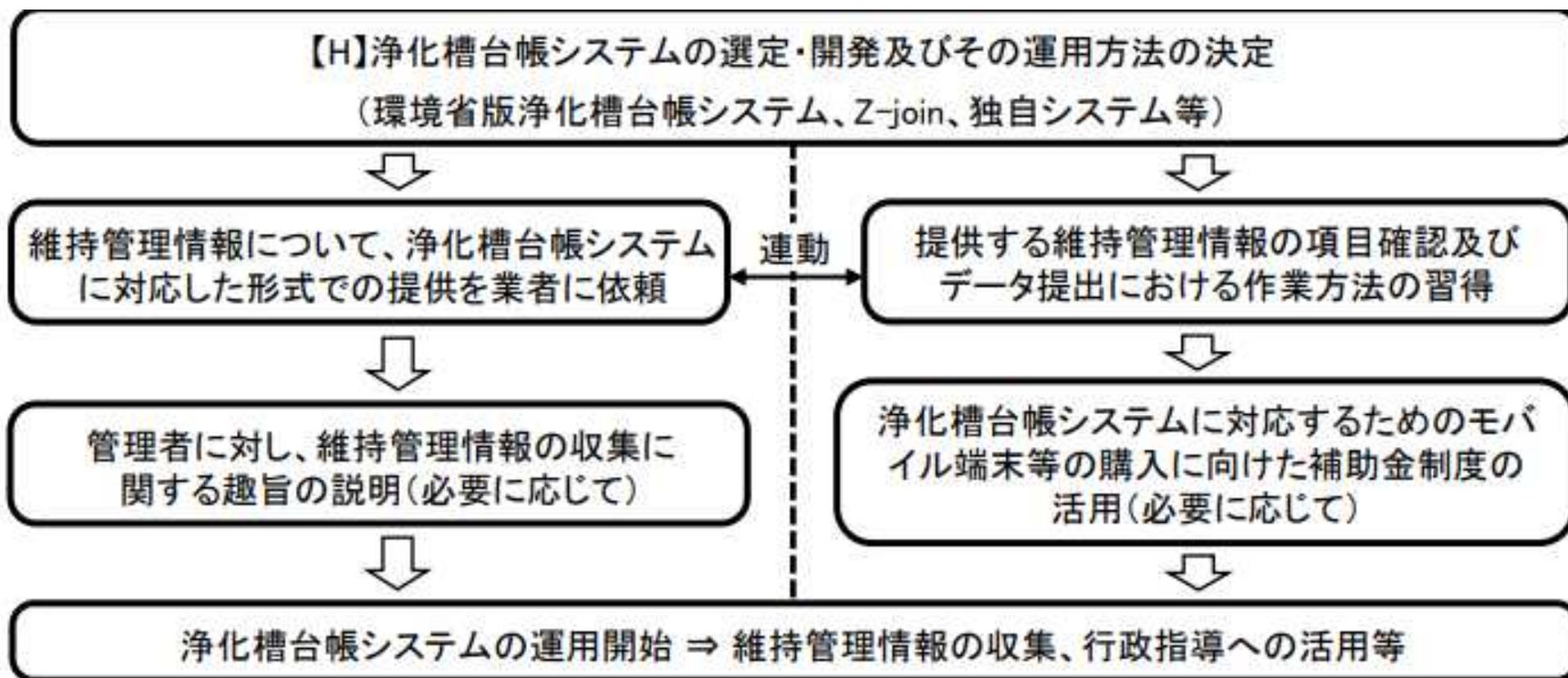


図 3-1 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フロー例

2. 維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集

電子化に向けた補助金制度(例)

市町村向けの交付金制度

＜循環型社会形成推進交付金 浄化槽整備効率化事業費 浄化槽台帳作成費＞

○基準額
1,500万円

○交付率
交付対象経費の1/3

○交付対象経費
浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法(昭和58年法律第43号)第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用

事業者向けの交付金制度

＜IT導入補助金2025 通常枠＞

○対象者
中小企業・小規模事業者等

○補助上限
・5万円～150万円未満(1プロセス以上)
・150万円～450万円以下(4プロセス以上)

○補助率
1/2以内
※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3

○補助対象経費
ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分、導入関連費)